

設計図書等に対する質問への回答

| | |
|--------|--|
| 案件名称 | 公園緑化系維持管理業務の効率化に係る検討業務委託 |
| 回答掲載期間 | 令和5年9月13日(水)午前10時から令和5年10月11日(水)午後5時まで |

| 番号 | 質問 | 回答 |
|------------|---|---|
| SE40-00001 | <ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書 6.2 (キ) に「効果的なシステム導入の提案」と記載ありますが、本業務ではシステム提案までであり、システム構築は範囲外の認識でよいでしょうか。 ・特記仕様書 6.2 (キ) 「概算費の算出及びシステム導入期間について記載すること。なお、新規システムの導入に関しては、概算所の内訳に、システム開発時に必要となるシステム定義書作成にかかる検討費用を含めること」と記載ありますが、システム定義書の具体的な内容については、契約締結後、本業務委託の範囲内で貴市と協議の上決定する認識でよいでしょうか。また、システム定義書の作成そのものは本業務の範囲外の認識でよいでしょうか。 ・契約書が業務委託契約書（成果物型）とされていましたが、具体的な成果物の種類及び内容については、契約締結後、本業務委託の範囲内で貴市と協議の上決定する認識でよいでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご認識のとおり、本業務ではシステム構築は行いません。 ・特記仕様書「6. 業務内容③ (キ)」に記載のとおり、本業務において効果的なシステム導入の提案を行って頂きますが、その提案頂くシステムによってシステム定義書の具体的な内容が明確になりますので、定義書の詳細については打合せの中で協議の上決定していきます。 また、ご認識のとおり、本業務ではシステム定義書の作成そのものは行いません。 ・特記仕様書「6. 業務内容」に示す各検討内容のとおり成果物を作成することとしておりますが、取りまとめ方法等の詳細については、契約締結後、打合せの中で協議の上決定していきます。 |